

開発負担金制度について

① 山武郡市広域水道企業団給水条例35条

(開発負担金)

第35条 給水区域において、給水を受けることとなる宅地（公共用地を除く面積が1,000平方メートル（1,000平方メートル以下の宅地を3年以内に連たんして造成する場合にあっては、その合計が1,000平方メートル）を超える宅地をいう。）の造成をしようとする者、又は建築物（計画1日最大給水量5立方メートルを超える建築物をいう。）の建築（給水装置の改造を含む。）をしようとする者は、企業長に開発負担金を納付しなければならない。

2 開発負担金は、別表第6に掲げる額に消費税法及び地方税法で定める税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 開発負担金は、第5条の2の規定による設計審査の前、配水管布設工事の施行前又は第38条第3項の確認後企業長が定める納期限の日までに納付しなければならない。

4 給水装置の改造をする場合の計画1日最大給水量は、新規の計画1日最大給水量から改造前の1日最大給水量を控除した水量とする。

5 開発負担金を徴した宅地に建築物の建築を行う場合は、当該建築物の用に供する宅地で既に開発負担金を徴した面積に対応する額を、開発負担金の額から控除する。

6 既納の開発負担金は、還付しないものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

② 給水条例35条別表第6

区 分	開発負担金の額
宅地開発	造成面積1,000㎡を <u>超える面積</u> に1㎡当り702円を乗じて得た額 例:造成面積1,500㎡の場合 $(1,500\text{㎡} - 1,000\text{㎡}) \times 702\text{円}$ (消費税込み)
建築物	計画1日最大給水量5㎡を <u>超える水量</u> に1㎡当り140,400円を乗じて得た額 例:給水量10㎡の場合 $(10\text{㎡} - 5\text{㎡}) \times 140,400\text{円}$ (消費税込み)

☎0475-55-7855(施設課計画班)